

平成24年3月13日（火曜日）

---

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君
教育委員会部局	
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君
監査委員部局	
代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	佐藤 広志 君
選挙管理委員会部局	
書記長	佐藤 徳憲 君
農業委員会部局	
事務局長	高橋 一清 君

事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 広志

上席主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

佐藤 孝志

---

議事日程 第5号

平成24年3月13日（火曜日）

午前11時10分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第33号 平成24年度南三陸町一般会計予算
- 第 3 議案第34号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第35号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第36号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第37号 平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計予算
- 第 7 議案第38号 平成24年度南三陸町市場事業特別会計予算
- 第 8 議案第39号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第 9 議案第40号 平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算
- 第10 議案第41号 平成24年度南三陸町水道事業会計予算
- 第11 議案第42号 平成24年度南三陸町病院事業会計予算
- 第12 議案第43号 平成24年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

午前11時10分 開会

○議長（後藤清喜君） 定例会5日目でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において1番千葉伸孝君、2番高橋兼次君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

教育長が欠席しております。

---

日程第2 議案第33号 平成24年度南三陸町一般会計予算

日程第3 議案第34号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第35号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第36号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第37号 平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計予算

日程第7 議案第38号 平成24年度南三陸町市場事業特別会計予算

日程第8 議案第39号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算

日程第9 議案第40号 平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算

日程第10 議案第41号 平成24年度南三陸町水道事業会計予算

日程第11 議案第42号 平成24年度南三陸町病院事業会計予算

日程第12 議案第43号 平成24年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。日程第2、議案第33号平成24年度南三陸町一般会計予算から日程第12、議案第43号平成24年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算まで、以上、本11案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本11案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本11案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご提案をいたしました平成24年度各種会計予算のご審議をお願いするに当たりまして、町政運営の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震、その後に発生した大津波は、多くの町民の尊い命を奪い去り、先人たちが築き上げてきた町並み、思い出、歴史、暮らし、なりわいなどを壊滅させ、本町にとって忘れ得ぬ大惨事となりました。犠牲になられた方々に衷心より哀悼の誠を申し上げますとともに、いまだに行方不明になられている方々が一刻も早くご家族のもとに戻られることをお祈りを申し上げます。

被災当初は多くのがれきに埋もれていた町並みも、自衛隊を初めとする関係機関や町内外の多くの皆様方のご尽力により、一時的な整理は大分進んだように見てとれますが、依然としていまいましい震災のつめ跡がいまだに散見する状況も否めないのも事実であります。

この間、国にあっては、昨年11月に復興事業の財源が盛り込まれた平成23年度第3次補正予算を成立させるとともに復興特別区域法や復興庁設置法等の関連法案も順次成立させ、また先月には、一刻も早い復興をなし遂げられるよう、被災地に寄り添いながら前例にとらわれず果敢に復興事業を実施するための組織として内閣に復興庁を設置いたしました。被災地支援の窓口の一元化を図り、国の復興に係る各種施策の企画調整、省庁間の垣根を超えた体制づくりなどを強力に推進し、復興に向けたそのスピードは加速的なものになると大きな期待を寄せているところであります。

また、宮城県にあっては、昨年10月に宮城県震災復興計画を策定し、県としての復興の方向性が示されております。復興をなし遂げるためには従来とは異なる新たな制度設計や手法を取り入れることが不可欠であるとの考えに基づき、その内容は国に対する提案型として策定されております。

今後計画を推進していく上で適時の提案とそれに伴う計画の改定が予想されますことから、本町といたしましても国と緊密に連携し、一体となって復興事業を着実に推進をしていくことにいたしてございます。

平成17年の合併以来、町発展の礎を築くべく、新町建設計画、総合計画、集中改革プラン等の具現化を通して「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」の構築を図ってまいりましたが、冒頭にも触れたとおり、東日本大震災によりこれまでの町の基盤の多くを喪失しております。こうした極めて厳しい状況下での最優先課題は震災からの再生・復興であり、町民生活の安定のための必要なサービスを確保しつつ、復興の実現に向け、人・物・金を集中的に投下していかなければなりません。したがって、復興を着実にかつスピード感を持って推進するためには、選択と集中による施策の優先順位づけを行っていく必要があると考えております。一時的に施策の密度が薄くなる分野も当然あらわれてくることとなりますが、町民の皆様には長期的な視点に立ったまちづくりの展望を示し、あらゆる場面においてこれまで以上に対話の重要性を認識し、行政と町民が歩み寄り、一致点を見出すために粘り強く政策の理解を求めてまいりたいと考えております。

それでは、平成24年度町政運営主要施策の概要について、昨年12月に決定をいたしました南三陸町震災復興計画に基づき順次申し上げさせていただきます。

平成24年度は復旧期の中心的年度であり、本格的な復興事業に着手する復興元年と位置づけ、震災復興計画で掲げた緊急に対応すべき重点事項の着実な実施を図りながら、住まいの高所移転等、町民の関心が高い事業を中心に復興諸施策を目に見える形に具現化していくことといたしております。

初めに、安心して暮らし続けられるまちづくりの推進についてであります。

被災者を初め多くの町民が不安定な生活を余儀なくされております。一日でも早い生活再建が必要ですが、家族や住まいを失った喪失感はその簡単にいやせるものではありません。さらに、生活環境の変化は心身に相当のストレスを与えており、心のケアと自立生活に向けた支援が必要不可欠であることから、本年度においても、生活支援員の配置や応急仮設住宅で安心して生活できるよう被災者生活支援センター整備運営事業等を継続して実施し、地域支え合い体制づくりを進めてまいります。

次に、ライフラインと河川堤防・護岸の仮復旧への取り組みであります。

地盤沈下による沿岸部の浸水や塩害被害を食いとめるため、関係機関と連携して河川堤防と護岸の復旧事業を進めるほか、被災町道の復旧、町土地利用計画との調整を図りながら上水道施設の布設に取り組んでまいります。

消防・防災機能の早期回復につきましては、町民生活の安全・安心を担保する社会基盤である防災機能の回復と強化を図るとともに、平成23年度に同報系システムの復旧を行った防災

行政無線について移動系システムの回復を行い、あわせて行政情報の提供体制の充実を図るためICT情報発信事業も導入してまいります。

病院運営につきましては、これまで狭隘な環境で大変ご不便をおかけいたしておりました公立南三陸診療所につきましては、仮診療所が間もなく完成いたします。診療体制、設備等の充実を図りながら4月より診療をスタートさせてまいります。なお、病院運営の当分の間は2施設での運営を余儀なくされることから、経営の健全化を常に意識して取り組んでまいりたいと考えております。

介護施設の復旧として民間事業者の仮設施設によるデイサービスセンター整備が、志津川、戸倉及び入谷地区に予定されていることから、施設整備への支援を行うとともに、これまでも高齢者福祉の増進と雇用支援の一環として実施しておりました2級ヘルパー養成講座を開催し、また看護介護学生等修学資金貸付制度による人材育成にも取り組み、医療、福祉体制の確保にも努めてまいります。

次に、行政機能の回復についてであります。建設を進めておりました役場仮庁舎、総合支所仮庁舎が間もなく完成いたします。行政サービスの提供体制を再興するとともに、情報インフラ等の機能回復を早期に図り、国、県及び全国自治体の協力を得ながら多くの長期派遣職員のご支援をいただくこととなっておりますので、内部体制の強化を図り、復興事業への取り組みを加速させてまいります。

次に、命を守る土地利用への転換についてであります。

復興元年である平成24年度は、復興における土地利用の基本的考え方である「なりわいの場所はさまざまであっても、住まいは高台へ」のもと、防災集団移転促進事業、がけ地近接危険住宅移転事業を活用した住まいの高所移転が現実味を帯び、また、それに伴う住環境整備や公共施設整備、災害公営住宅の整備も並行して進めることが必要不可欠となってまいります。特に、住まいの高所移転は復興計画のかなめとも言える施策であり、各地域における合意形成に向けた支援に取り組むなど早期の事業着手を積極的に進めてまいりたいと考えております。

なお、防災集団移転促進事業などと並行して埋蔵文化財発掘調査事業も導入してまいります。

続いて、生命と財産を守る防災と減災のまちづくりであります。

どのような津波からも命を守り、加えて、一定程度の津波からは財産も守るための対策が急務となっております。海岸・河川堤防の本格復旧・整備を早急に進めるとともに、被災時に地域が孤立しないよう道路ネットワークや津波に備える多重防御体制の構築を進め、防災と

減災のまちづくりを目指してまいります。

特に平成24年度は東日本大震災の経験と教訓を記録し後世に伝えるとともに、大津波の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しに取り組み、地域コミュニティも見据えた自主防災組織の再構築への支援、小型動力ポンプつき積載車の配備や消防施設等の高機能化に取り組むほか、防災教育の充実につきましても意を用いてまいりたいと考えております。

なお、見直しをいたします地域防災計画では原子力防災重点地域に指定されることを踏まえ、新たに原発事故を想定した対策についても検討することとしております。

命を守る交通ネットワークの整備につきましては、救急患者の搬送、有事における命をつなぐ物資を搬送する重要な路線として三陸縦貫自動車道の早期整備を積極的に働きかけていくほか、生活に密着いたします町道の災害復旧による機能回復と主要幹線道路につきましては、海側と山側の複線化を図るなど、非常時の命を守るための迂回路としての機能を付加した路網整備を念頭に進めるとともに、公共交通網の再整備に向けた検討やJR気仙沼線の早期復旧の実現に向けた取り組みを展開してまいります。

災害に強い通信手段の確保と地域情報化の推進についてであります。これまでは復旧が進んだ携帯電話の不感地区解消対策に取り組んでまいりましたが、東日本大震災の経験を踏まえ、有事において情報の錯綜に陥ることのないよう、また双方向の通信手段を確保できるよう、有線、無線、衛星など多様な情報通信技術の提供事業者に対して災害時対策などの改善の要望を求めてまいります。

また、行政情報の防災対策として、自治体クラウド化や新しいまちづくりにおける情報通信体系についても検討を行いたいと考えております。

次は、安心を実感できる保健・医療・福祉のまちづくりについてであります。

地域における保健・医療・福祉の核となる重要な役割を担います公立志津川病院の本復旧事業について、早期の回復が図られるよう再建に向けた検討に着手するとともに、支援により仮復旧いたしました保健センターを中心に予防に重点を置いた保健指導の充実を図り、また生活支援員の配置、被災者生活支援センター事業の展開による高齢者の孤立化の防止と、障害者福祉につきましても、障害者基本計画、障害福祉計画の策定を進め、必要なサービスの提供体制を構築してまいります。

なお、安心して産み・育てられる環境づくりへの取り組みとして、乳幼児医療費助成事業を拡充し医療費の一部負担金への助成対象年齢を15歳まで引き上げることとしているほか、教育環境の改善を図るため、志津川保育所、伊里前保育所の施設修繕や給食費の一部を助成す



る学校給食費助成制度も実施することとしております。

第二は、自然と共生するまちづくりについてであります。

60万トンも言われる災害廃棄物について、その早期処理に着実に取り組むことが次のステップである復興事業展開において必要不可欠でありますので、県や他の自治体とも連携し速やかな処理に努めてまいります。特に、現在、戸倉地区に整備が決定しております災害廃棄物の2次処理施設につきましては、関係者及び地域住民の皆様のご理解とご協力をいただき、早期稼働を目指してまいります。

次に、教育施設等の復旧についてであります。学校等教育施設については、復旧可能なものについては復旧を進めることとしており、小学校については、志津川、入谷、伊里前の3校を、中学校については、志津川、歌津両校の災害復旧に取り組むほか、名足小学校につきましては復旧に向けた調査設計にも着手いたします。

なお、被害の甚大な施設については整備計画を策定し地域住民の不安を払拭するとともに、暫定的教育環境にならざるを得ない児童生徒及び教職員についての教育環境の整備や心のケアにも意を用いてまいりたいと考えております。なお、本年度も通学時の安全を確保するため、スクールバス運行事業を引き続き実施してまいります。

自然環境の保全につきましては、自然からの恵みを生活の糧とする我が町にとって、自然環境の保全は恒久的に取り組むべき課題であります。河川、海域に流出した震災廃棄物の除去と塩害木の処分を進めるとともに、山・川・海の再生と保全にも取り組んでまいります。

また、エコカレッジ事業などの環境教育や海洋資源研究を展開してまいりました自然環境活用センターの再建に向けた検討を進めることとしております。

さらに、エコタウンへの挑戦として、自然エネルギーや再生可能エネルギーの導入について具体的検討に着手するとともに、みやぎ環境交付金を活用した公共施設や学校施設の照明のLED化の推進と復興住宅等への地場産材活用や、平成23年度より導入することとしておりました南三陸材利用促進事業補助金制度につきましても推進してまいります。

生活衛生環境の保全については、緊急時においても安全で安定した水の供給に向けた新たな水源の確保や町有林保育事業を初めとする森林環境整備を進め、保水力を高めるため、被災した森林の再生の取り組みが求められております。

また、あわせて、汚水の適正処理を回復するため汚水処理に係る基本的な方針を早期に策定し、環境保全を推進する必要もあります。被災しにくい水の安定供給システムの構築を図りながら、合併浄化槽設置補助事業を継続するなど衛生環境の保全も進めてまいります。

なお、本年度は漁業集落排水施設の回復として、袖浜浄化センターの災害復旧も実施することとしております。

続いて、ふるさとを想い、復興を支える「人づくり」についてであります。

安全で良好な教育環境の確保を図るためには、被災した教育関連施設を早期に復旧させるとともに、次代を担う子供たちに対して震災から得た教訓を学ぶ防災教育の実施や地域の伝統文化を継承する取り組みが非常に重要となっております。本年度はその拠点づくりとなる施設整備として、仮設施設ではありますが、ご支援により生涯学習館の建設を進めるほか、就学の機会の確保と制度の安定運営を図るべく育英資金貸付金を増資することとしております。

第三は、なりわいと賑わいの再生であります。

多くの企業や個人が生産活動の再開を目指して懸命な努力を続けておりますが、就労環境の再興には今しばらく時間を要することから、雇用の安定確保にもいまだに至っていない状況は否めないものとなっております。震災等緊急雇用対応事業や新たな制度である生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業など、復旧復興事業を活用した雇用期間の拡大を図りながら町独自の取り組みとして進めておりました新規学卒者の未就職支援として、町臨時職員の雇用など継続して実施し、雇用の確保と生活の安定に取り組んでまいります。

次に、産業の復旧への取り組みについてであります。水産業については、生産基盤の早期回復を図るため、町管理漁港の物揚場、船揚場などの災害復旧事業を順次進めるとともに、仮設魚市場の安定運営と漁港背後地の環境整備を行うなど、漁協等の関係機関と連携を密にしながら、水族の水揚げ回復など漁業環境の再整備に向けた取り組みを加速させてまいります。

農業につきましては、震災による影響が少ない内陸部を中心とした営農を積極的に推進するとともに、被災農地と農家の復旧に取り組むため、被災農家経営再建支援制度など種々の補助制度が導入されておりますことから、制度の有効活用を図りながら、特に施設作物の回復を中心とした取り組みや支援を充実してまいります。なお、美しい農村環境づくり支援事業として推進してまいりました農業経営廃棄物資材処分費用に対する助成事業は継続してまいります。

林業については、塩害被害による倒木した樹木の処理を着実に進めながら、復興事業を見据えた良質地元材の生産・活用に取り組み、南三陸ブランドの確立の好機ととらえ、積極的に推進してまいりたいと考えております。一方、防災集団移転促進事業の移転候補地など本町の森林環境は大きな転換期を迎えることが予想されます。長期的な視点に立ち、計画的な森

林整備や環境保全にも取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、商工業についてであります。

昨年10月に歌津地区に伊里前復興商店街が、先月には志津川地区に南三陸さんさん商店街が仮設商店街として営業を開始いたしました。商工業は、活力があり賑わいのあるまちづくりの基盤として地域経済を支える重要な産業であります。本年度も地域経済活力創出基金を活用した企業立地奨励金制度や企業支援補助金制度の支援策を展開しながら、今後、本格的な復旧事業展開に向けた取り組みについても支援体制の強化を検討してまいりたいと考えております。

復興の歩みを力強いものとするためには産業の再生がその牽引となることは言うまでもありません。水産業に欠かせない漁港や関連施設のいち早い復旧、漁場と漁業者の再生、農業における土壌回復、遊休農地対策及び第6次産業化の推進、林業における新たな地産地消化サイクルの確立、商工業における地元企業の再開と本格復旧への基盤づくり、震災で得たつながりを生かし本交流人口のさらなる拡大を図り、観光業における従前顧客の呼び戻しと防災教育旅行等、新たな観光分野への進出等を中心に取り組みを進め、総合的に復興事業を加速させ、その熟度を上げていくことが非常に重要となってまいります。南三陸町に住んでよかったと思えるまちづくりを目指して取り組んでまいりたいと思います。

以上、復興に向けた取り組みとして町政運営の基本的な考え方を述べさせていただきましたが、これらの施策については説明責任をしっかりと果たすとともに、復興事業の推進体制の基本は参加と協働による町民主体のまちづくりでありますことから、町民皆様のご意見に真摯に耳を傾け、復興事業を着実に推進するため、平成24年度予算へ可能な限り盛り込んでまいりたいと考えております。

それでは、平成24年度予算案につきまして、その概要を申し上げます。

未曾有の大災害である東日本大震災は、多くの町民の生命、財産を一瞬の間に奪い去るとともに、これまで本町が長年培ってきたまちづくりの多くの基盤をも壊滅させました。国は、この大震災からの本格的な復興を図るべく、復興の基本方針に基づき真に復興に資する施策を重点的に措置すべく平成23年度第3次補正予算を成立させ、被災自治体への財政支援と関連法案の整備による支援体制の構築を図り、着実にそのスピードを加速させることとしております。

本町においても大規模かつ集中的な予算措置による積極財政を行い、南三陸町震災復興計画を具現しようとする取り組みを強力に推進することとなりますが、その一方において、恒常

的な行政サービスについても一定水準の確保が当然求められることから、その安定提供を図るため、これまでの財政の健全化に向けた取り組みを可能な限り継続し、財源確保にも努めなければなりません。したがって、平成24年度予算にあつては、南三陸町再生・復興に向けた復興元年との位置づけのもと、復旧・復興関連予算への重点配分による施策の即効性の構築と、将来にわたり安定的な財政運営が図られるよう健全性の確保に資することを基本として編成をいたしております。

その予算規模につきましては、一般会計、特別会計ともに復旧・復興事業の推進に係る事業費を中心に編成し、一般会計におきましては総額355億円、前年度と比較いたしまして281億円、379.73%の大幅な増となっております。特別会計におきましては、7会計の合計で47億7,520万円、前年度と比較いたしまして8,920万円、1.9%の増となっております。全会計の総額では421億8,026万9,000円、118.47%の増となった次第であります。

一般会計におきましては、南三陸町震災復興計画の計画推進期間であります10年間を目途に、予算措置の明白化と経理区分の明確化を図るために、新たに復興費として款を新設し、予算編成時に事業化がおおむね確定しております約55億円について計上したほか、災害支援職員の派遣に要する費用として総務費に4億5,000万円、がれき処理に要する費用として民生費に予算総額の半数を占める170億円を、雇用創出関連予算として商工費に約18億8,000万円を、漁港施設等の災害復旧に要する費用として災害復旧費に約28億3,000万円を計上したことから、これまでにない規模の予算となっております。

また、平成25年度までにおおむね150戸の災害公営住宅を建設する事業推進に当たり、35億2,300万円を限度額とする債務負担行為を設定しております。

なお、今後、国の東日本大震災復興交付金を活用した復興事業につきましては、その事業計画の採択状況に応じ臨時補正予算にてご提案申し上げることとしておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

次に、特別会計におきましては、国民健康保険特別会計において、窓口一部負担金の減免措置延長などによる給付費の増を見込んだことから前年度比1億9,500万円、7.33%の増に、また漁業集落排水事業特別会計において、袖浜地区の施設に係る災害復旧事業費を計上したことから前年度比8,620万円、473.63%の増と大きく増加しております。その他の特別会計が大震災の影響による事業の整理・見直しの実施によりその規模を縮小しているものの、特別会計全体としては対前年度比8,920万円、1.9%の増となっております。

水道事業会計につきましては、災害復旧事業に取り組む一方において、震災の影響により、

給水件数、年間総給水量を25%の減として業務の予定量を見込み、また料金収入についても30%の減と見込んだことから、対前年比1億9,466万1,000円、27.42%の減となっております。

病院事業会計につきましては、収益的収支において、震災の影響により病床数が減少していることから大幅な減収を見込み、収支合計で3億5,000万円の赤字予算となっております。不足額につきましては、うち1億円が減価償却となっており、なお不足する2億5,000万円につきましては震災減収対策債で補てんすることとしております。また、資本的収支につきましては、企業債による医療機器整備事業を見送ったことから、前年度比8,716万8,000円、53.8%の減と大きく減少しております。

以上、平成24年度における町政運営の概要並びに予算編成の概要について申し上げましたが、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

南三陸町再生に向けた一步を踏み出し、新たな礎を築く重要な年であり、人と人の絆やつながり、思いや思いやりを大切に、「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」への創造的復興の具現化を図るため、不撓不屈の努力をもって取り組んでまいり所存でありますので、諸情勢をご賢察の上、慎重ご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） ここで昼食のための休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前 11時52分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者の説明が終わりましたので、これより総括的な質疑に入ります。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） それでは、先ほど町長からいろいろと施政方針といいますが、お話をいただきましたが、かなりボリュームがありましていろいろお話を聞きたいことが大分皆さんあると思いますが、まずもって私、仮設仮診療所ですか、いよいよ落成ということで4月から本格的に診療が始まるということは大変おめでたいことだと思います。町民も待っていたこととございます。しかしながら、やはりまだ二重に診療体制がなっているということもありまして地元で入院するのにまだちょっと不便かなといったことが一つあります。そういったことで、今、仮診療所ができたばかりで本格的な病院の整備ということもちょっと早いようですが、将来というか、いつごろをめぐりに本格的な病院の整備が行われるのか見通し

としてお話しいただければと思います。その辺からひとつお話しいただきまして。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の病院の建設につきましては前にも何回となくお話ししてございますが、基本的には平成24年度から具体的にスタートさせていただくということになっておりまして、25年度から工事に着工ということで基本的には27年度には供用開始、いわゆるオープンをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） わかりました。まだ敷地といいますか、そういったこともまだ定まっていないので、できる、できないということもまだちょっとなかなか難しいところがありますが、予定としては、見通しとしては、これも見通しになるんでしょうが、どの辺ということ町として考えておられるのか。もしそういった考えがありましたらお知らせいただきたいと思いますが。当然その場合、余計な話なんですけど、この仮診療所というのはどういう取り扱いになるのかなと思ったわけですが、その辺も。

○議長（後藤清喜君） 落成した場合の。病院があれした場合の後の。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 病院の位置につきましては、土地利用計画の中で議員さん方にも資料としてお渡しをいたしてございますが、役場機能それから病院機能につきましてはこの沼田地域ということでお示しをさせていただいておりますので、ただ、具体的にどこの場所ということについては今後検討させていただきたいというふうに思いますが、大筋ではこの地域ということになるかと思います。

それから、病院が本設になりましての仮診療所の跡利用ということでございますが、役場そのものの仮庁舎でございますが、こちら手狭ということがございますので、そういった利用等も含めてその際には検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 将来三陸自動車道もこの辺を通るということが決まっております。そうならば、いわゆる無料というか、そういったことの通行ですから、遠くにいられる方もその三陸自動車道を通っても来られるということでかなり利便性は高いので、この辺の病院の予定ということであれば町民の方はかなり期待したとおりにかなということだと思います。ありがとうございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 総括質問。24年度の施政方針を受けて方針と予算概要について総括質

間を行いたいと思います。

24年度は震災から一年、再生・復興に向けて大きく動き出す一年と思われまます。今町民が一番望んでいることは安定した移住と生活できる仕事であります。施政方針には、復興の実現に向け、人・物・金を集中的に投下してスピード感を持って復興を推進するとあります。先日の報告では、町から2,028人が既に転居をいたし、人口流出が避けられない状況となっております。一刻も早く復興に向けた具現化が望まれます。そして町民の皆さんには一つ一つ丁寧に情報を知らせて、希望が持てるような復興の状況を知らせていくことが大切と考えますが、いかがでしょうか。

24年度の予算には、子供の医療費が15歳まで無料化、給食費の一部が助成になったこと、さらに育英資金の貸付金の増額が予算化されたことであります。これは将来の町の担い手となる大切な子供たちにとって明るい施策であり、評価するものであります。

しかし、安心して暮らし続けられるまちづくりの推進の中で、見直しをするとある地域防災計画には、原子力防災重点地域に指定されることを踏まえ新たな原発事故を想定した対策について検討することとする、とのたった2行のみであります。9月での私の一般質問、さらに先日、同僚議員の一般質問でも、農産物、水産物食品に対する福島原発の影響について質問がありました。私の質問には専門知識を持った人を配置するという答弁でありましたが、どのような考えでいるのか、防災計画はいつできるのか伺います。女川原発から30キロの圏内に位置している町としての危機意識が欠けているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今大瀧議員からご質問の1点目でございますが、ご案内のとおり、ことは平成24年度復興元年という位置づけのもとで復興に向けてスピードを上げていくという年になろうかというふうに考えてございます。そういった中で今ご指摘ございましたように、人口の流出ということでございますが、それから生活再建という部分もございます。ご案内のとおり、当町のいわゆる雇用をこれまで支えていただきました商工業については80%超が壊滅という状況でございました。そういう状況の中で、そういった経営者の方々がどうやって再生・復興していくのかと。まだそういう状況でございます。しかしながら、そういった中で商工業者の経営者の皆さんが何とか前を向いて再建をします。そういうふうなことについての後押しとしては、我々としても制度的にもいろいろございますのでご支援をしていきたいというふうに思います。そうでないとしてもこの地域で雇用が生れてこな

いという現実がございますので、その辺は意を用いてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、防災計画でございますが、当初予算にも計上してございますが、新年度には防災計画をつくり上げるということでございます。当然その中には原発の問題、当然これは組み入れていかなければならないわけでございますし、それから、あわせて、大瀧議員もご承知のように、当町の防災計画につきましては県との連携も必要になってまいりますので、その辺踏まえながらなるべく早い時期に防災計画をつくり上げてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 先日の新聞報道によりますと、美里町の佐々木功悦町長は30キロ圏内の町として緊急避難防護施設区域としての計画をつくると。さらに、脱原発を表明しております。当町でも脱原発を表明する時期ではないかと考えますが、町長、いかがでしょうか。

さらに、学校給食食材の放射性物質検査実施でも美里町では事後検査を行っています。事前検査を行っている市町は、仙台市、登米市、柴田町、富谷町それから色麻町など、6市3町となっています。当町での実施は考えているのか、どの辺になっているのかお聞きいたします。

政策の第二の自然と共有するまちづくりの推進の中で、エコタウンへの挑戦として自然エネルギーや再生可能エネルギーの導入を具現化して着手するとあります。原子力に頼らない再生可能エネルギーを本格的に取り入れていくことが大切だと考えますが、具体策をお聞きします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 細部につきましては担当課長から答弁をさせていただきますが、脱原発ということについては私からお話をさせていただきますが、これは前にも大瀧議員から一般質問で脱原発を宣言すべきではないかというふうなお話をいただきました。そういった中で私が答弁させていただきましたのは、いわゆるエネルギーというのは国策という形の中でどういう位置づけになっているのかということ十二分に把握する必要があると。その中で果たして、今の日本の中で3割、今ほとんど原発止まっておりますが、産業がしっかりと構築できていくのかということが非常に問題だというふうに指摘も受けている部分がございます。それがひいては産業の空洞化、いわゆる国外へ産業が移動してしまう。製造業が移動してしまう。そういう現実もあるわけでございますので、その辺はトータルとして考えていか



なければならないというふうに思いますが、いずれにしましても原発の安全性ということについては十二分に検証していく必要があるというふうには思っております。

エコタウンですが、基本的にはLEDなんかもそうですし、それからバイオマスのことについては前にもちょっとお話しさせていただきましたが、そういった取り組み等のご提案が多々なされてございますので、そういうのを踏まえてこれからいろいろ皆さんと連携をとりながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それらの原発関連にお答え申し上げたいと思います。UPZ 30キロ圏域の避難の区域が設定されましたことによりまして県の方で説明会がございました。その内容によりまして、県の指針につきまして3月中にお示しを申し上げるというふうなことを踏まえまして、平成24年の9月ごろまで避難の体制でありますとかその辺まで町の方には整備をしていただくというふうな説明を受けております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 学校給食の食材のことはちょっと答弁がなかったんですが、後で委員会の中でも聞きたいと思っております。

いずれにしても、脱原発で、原発に頼らないエネルギーに大きくシフトしていくことが復興に向けて大切であると私は考えております。地震津波警報と同じように原発に対する町民の意識啓発、これが本当に大切なことだと思っております。防災計画の早期策定、これ、今担当課長からお話がありましたが、早めにこれを策定してぜひ町民全体として皆さんが一定の認識を持つ、そういう取り組みをぜひして行ってほしいなと思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

先ごろ新聞報道でいわゆる復旧指数というものが発表されておるところでございます。内閣府所管の総合研究開発機構というんですか、そこで発表した新聞記事でございますが、いわゆる経済関連は改善しておるようだがいわゆる生活基盤の普及指数が低いと。特に我が町においては71.0という数字が出ておまして、その原因として、いわゆるがれき撤去、あるいは鉄道の復旧のおくれというものが加味されているからそういう数字なんだという報道がなされておるところでございます。

それで、町長のあの施政方針演説7ページに自然と共生するまちづくりの推進とございまして、いわゆる災害廃棄物について早期処理が次のステップに必要不可欠であると。したがっ

て、県や他の自治体とも連携し速やかな処理に努めるというふうにうたっておるところでございます。それで国内的にも最近がれき処理、これが非常に論議されておりました、昨日あたり、前にもですが、首相みずからがいわゆる広域処理というものを相当強く訴えておるところでございます。そういう流れの中で、我が町として当然戸倉地区のいわゆる処理場建設というものはいよいよ4月からスタートするという状況にはなっておりますが、いわゆる他自治体への受け入れの協力体制、そういうものを過去に要請したケースがあるのか。また、今後そういう考え方で進む要素があるのか。いわゆる施設ができて徐々には処理されていくんでしょうが、やはりこのがれき処理というのは一つのまちづくりのネックになっておるわけでございます、いわゆる二重にも三重にも手をつけて一日も早く少しでも量を減らしていくというのが一つの前提だろうという思いがありますので、その辺の考え方を伺いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今ご指摘のように、がれきが目の前にあるということについては、なかなか復旧が前に進んでいないと、そういう町民の皆さんの率直な思いについては十二分に理解をいたしております。そういった意味におきましては、我々もがれきの撤去ということについては本当に急いでやらなければいけないという認識を持ってございます。ご案内のとおり、2月の上旬に当町のがれきの2次処理の分については業者も選定になりましたし、それから場所も決定をしたという状況でございますので、ある意味、従来に比べて拍車がかかってがれきの処理が進むだろうというふうに認識をいたしてございます。

広域の処理の関係でございますが、基本的には昨年の8月から三戸町にがれきの処理についてはお願いをしております。今ちょっと止まっているんですが、それとあわせて、いわきの方に、民間なんです、会社ですが、そちらの方に搬出をさせていただいてそこでペレットをつくっているというふうな状況でございます。

実は、1月の頭になるんですが、神奈川県黒岩知事が当町に視察においでになりまして、広域でがれきを受けるというふうなことで現地視察ということでおいでをいただいたんですが、その際にも、いわゆる放射線量も含めてこういう状況でしたら受け入れに問題ないなというふうな感想をお持ちでお帰りになったんですが、多分もう新聞あるいはテレビ等でご承知のように、それぞれの自治体に行って説明会を開催した際には反対ということで、なかなかそれも前に進まないという状況でございます。ただ、我々として期待したいのは、先ほどもご指摘ありました野田総理が陣頭指揮をとって何とか広域でがれき処理しようというふう

な旗を振っておりますので、そういう意味では我々としても期待をしたいというふうに思っておりますし、また、あわせて、今後県と治自体で協議会をつくりましてそういった広域処理についての検討を始めるということになっておりますので、従来に比べて少しはがれきの処理というものについて拍車がかかっていくのかなというふうな期待はさせていただいてるところであります。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 例えば静岡県の島田市ですか、けさの新聞ですけれども、これも。いわゆる岩手県の大槌町と山田町のがれきを処理するんだと、受け入れるという報道もございました。そして、流れではないんですけれども、やはり広く世論もそうなっておりますので、そういう一つのルートが発見というんですか、そういう一つの道を今後立てていくというか、切り開いていくというか、そういう方法も必要なんだろうと。くどくなりますが、いわゆるこちらの処理するのを待つだけじゃなくて幾らでも日々減らしていくという方策を今後突っ込んだ検討が必要ではなかろうかというふうに思います。いずれにしましても、現在あるがれき、さらには今後区画整理とかいろいろな事業が進む関係でいわゆる基礎の撤去とかいろいろなものが出てきてますますがれきというものが発生する段階に来ておりますので、方々で手を尽くしてなるべく早い段階での処理というか、撤去というか、そういうものに進んでいただきたいというふうに思います。もう一回、その辺お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 復興を進めていくという意味においてはやはりがれきの撤去というのが非常に重要だというふうに思います。特に公共施設がこれからだんだん解体をしていくという状況になりますので、そういった意味においてはこのがれきの処理、スピードアップをしていかなければいけないというふうな認識でいます。先ほど言いましたように、町という一つの自治体レベルの話ということよりも、ある意味県レベルの関係でこういったがれきをいかに受け入れてもらえるかというふうなそういった調整も進めていく必要があるんだろうというふうに思います。いずれにしましても、町としてもがれきの処理につきましては急いで進めていく必要があると、そういうふうな認識のもとでこれからも取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） ぜひそのような方向で方々手を尽くして懸命に努力をしていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 11番です。復興元年ということで、24年度予算355億円。これから予算審査に入るわけでありますけれども、その歳入と歳出において懸念される点を一、二点お伺いしておきます。

まず歳入であります。今回は、先般復興庁が立ち上がりまして初めての第1回の申請であったわけでありましたけれども、本町はその中でほぼ100%近くが認められたという事実のようでありますけれども、県全体といたしましては57%の交付金認可の割合であったということであります。このことにつきまして村井知事は、これでは査定庁だというような大変な怒りを持ったようでありますけれども、私ども議会議員といたしましても、この申請においてはほぼ100%、各町各市100%において交付されるんだろーというような期待を持って第一歩が踏み出せるのではなかろうかなと思ったんでありますけれども、いかんせんそれが57%という結果に私も驚いておるところでございます。

さてさて、そのことによって、やはり国は早くからコスト意識ということを言っておりました。これはやはり現実として厳しくあるんだなということを経験させられたわけであります。そのことによって、今後、今年度我が町は他の市町が57%の中でほぼ98%近くの認可を得たと。つまりその差は、やはり粘度といいますか、熟度といいますか、練りにねってそして成案として出したものは認められたと、未熟なものは認められなかったというその事実のようであります。そのことによって我が町はほぼ満額認められたわけでありますけれども、裏返せば、今後の執行においてかなり厳しく査定がなされるのではなかろうかなと、こういうふな危機感を持ったわけです。私なりに。そのことによって、万が一にも事業縮小があつてはならないというふうに思うわけでありますけれども、その点について今後の予算獲得という面からお聞きをしたい、見通しをお聞きをいたしたいと思っております。

さらに、歳出であります。町長の施政方針及び予算概要ということでご報告ありましたが、この中で、人・物・金を集中的に投下をして今後事業を進めてまいるということであります。今年度予算355億円というのは、過去の震災前の例の約5倍に当たりますね。これだけの事業を執行するに当たりまして、その内容にもよりますけれども、本年度はがれきとそれから防災集団移転と、大きくはそのような予算内容になっておりますけれども、これらは他に事業を任せるわけでありますから本町では余り事業遂行には意を介さなくてもいいのかなと思うところでありますけれども、これは事業執行することによって、建設業あるいはそれらに従事する人方には限度があるわけでございますね。現状におきましては。そうした予算執行を

するのに民との兼ね合いといいますか、いわゆる公共事業は公共的な予算は350億円、本町は行うわけでございますけれども、被災された町民皆さんもまた5倍の、いわば単純に考えれば町予算の5倍の事業が求められておるわけでありまして。そうした官と民との事業の兼ね合いというのが出てくるのかなというふうに思います。355億円の予算執行に押しまくられて民間の事業がさっぱりできないというようなことも考えられるのかなと思いますが、その辺の兼ね合いですね。その辺も心配するわけでありまして。限られた建設屋さん、あるいはそれらの事業に携わる方々の思いをいたしますとその辺のところはどのように考慮されておるのか。逆に申しますと、そうしたことから355億円の予算事業執行が難しい面もあるのかなというふうに思うんですが、その辺のところをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、復興交付金のお話がありました。今ご指摘のとおり、宮城県全体としては57%ということで、知事のお怒りももつともだというふうに思います。幸いといいますか、当町におきましては、25年度、26年、27年分は除けば98%という数字を確保できたということでございますので、そういう意味では私どもの町とすればよかったというのが率直な感想でございます。

しかしながら、今後どうなるかということについては、大変国としてもいわゆる財務の方が大変厳しい状況でございますが、ただ、私どもとすれば、先日ちょうど震災1年ということで、野田総理大臣、復興庁の査定の厳しさということで大分いろいろ予算委員会等を含めまして厳しいご意見がございました。野田総理の方から復興庁に対してはそういった査定庁にならないようにというふうな指示も出ているようでございますので、我々とすればある意味そういった国のトップが今回の査定について大変厳しいということをご本人も承知をしているということでございますので、そこは我々としてもいずれ県含めてこの予算の獲得ということについては真剣に、真剣にといいますか一生懸命に取り組まないとなかなか事業ができないということになるとこれは大変な問題でございますので、そこは我々としても鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

それから、2点目でございますが、いわゆる歳出の部分で350億余りという今回の予算でございますが、その中で民間企業あるいは公共事業にそれだけの金が出ると。したがって、民間の事業がどうなんだというお話でございますが、基本的にはそういうご懸念もあるというふうに思います。やはりこれだけの事業でございますので、及川委員も篤にご承知だと思いますが、大変県内あちこちで事業の不落、いわゆる入札に参加しないあるいは入札不調と

いう状況が続いているという現状がございます。それは我々としても避けなければいけないという問題だというふうに思っております。とりわけ町内の業者の方々、なかなか限られた業者の方々でございますので、今回の我々が発注する事業等については十分ではないというふうな企業があるわけでないので、そういった中で、JV等を含めてさまざまな形の中でうちの方の町の事業を受けていただく、そういうふうな努力もしていく必要があるんだろうというふうに思います。

ただ反面、大変日本の経済は厳しい状況にあります。この東日本大震災、これでさまざまな事業が出てまいりますので、そこである意味国全体としての経済が上向きになっていくと。そういうふうな方向で見るとということも非常に重要な観点かなというふうに思っております。ただ、いずれにしましても、当町でそういったなかなか事業を受けられないというふうなこと、それは何とか避けたいというふうな思いでございます。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 町長の答弁にありましたけれども、歳入において今回余りにもきびし過ぎたという国の方針も出てきたようでもありますけれども、これらの事業を今後10年間遂行していかなければならない初年度から、何かひざまずいたというか、けつまずいたというか、そういうふうなケチつけられたというか、そんな感じがしないわけでもないんです。私も国に対して大きな憤りを感じるわけでもありますけれども。この355億円が本年度予算、今後随時申請によって入ってくるんでしょうけれども、こうした予算で間違いなく事業が遂行されることを願うわけです。基金を設けまして、交付金は基金に繰り入れてやるというんでありますね。そのことについて、繰り越しだとか、あるいは債務負担だとかと、こういうことも考えられるわけですがけれども、基本的に会計年度は、予算は単年度決算でありますから、この基本を忘れないで、事業はおくれていいけれども予算はもらっていたから来年やるというようにそういう先送りではなく、やはり単年度単年度できちっとやっていくようにやはり事業遂行をお願いしたいんだと。課長さん方もこれだけの予算を組んでこれだけの事業をやるということは、かなり業者も、今町長が語るとおり、業者も数少なくなって不調に終わるような状況の入札の中で事業執行しなければならないということは、大変厳しい1年になると思うんでありますけれども、奮励をして頑張っていたいただきたいと思うわけであります。

それから、歳出であります。これから向こう10年間でありますけれども、一応大きな山場は27年ぐらいかと。ここ三、四年が大きな山場なんだというふうに私も認識をするわけあります。総事業ですね。できるだけ前倒しで繰り越しとかでなく順調にいくことを願うわけで

ありますけれども、そういった業者とか、あるいは民との兼ね合いですとか、やはり配慮しなければならぬところもあるのかなと思っています。そのことによって逆に今度は事業評価、あるいは執行のおくれが出なければいいかなと心配するわけでありまして、その辺も頑張ってもらいたいと、こう思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今奮励という言葉をいただきましたが、我々まさにそのつもりでやらなければいけないと思います。やはり基本的にはこれから5年というふうな思いがございます。ただ、もう1年過ぎてございますので、あと残るは4年という形の中で方向性をしっかりと見出しながらやっていかなければならない。その中で、今お話がありましたように、前倒しもできるんでしたらそういう方向でとにかく取り組むという姿勢がまず大事だというふうに思いますので、課長や管理職のみんなも大変な仕事量をこなさなきゃならないわけですので、みんなで力を合わせて頑張ってもらいたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 施政方針の概要についてのご説明がなされたところでございます。本年は災害復興元年と。予算総額355億、ほとんど5倍ということで、その中では80%以上が災害関連の予算だろうなと思っているところですが、施政方針の最初に述べられました。震災によって国のもろもろの施策、それから県のもろもろの計画が示された。そのとおりでございます。そのような中で本町の本年1年間の予算の見積もりがなされ、その概要についての説明ということです。なかなか私が客観的に見ても、この内容、概要については、災害町村にあっては最低限この程度の事業は必要なんだろうと、こういうふうに思っているところです。できればこういう漠然としたものではなくてもう少し数字等も示していただければ都合がよかったのかなと思います。

そのような中で、今後予算等でもいろいろ出てきますけれども、まず、災害のいの一番にうたわれている食住分離ですか、そのようなことからこの土地利用計画のイメージが示されてございます。この中で、この志津川の土地利用計画でございますが、本予算では震災記念公園ですか、これが相当の予算の相当の面積が示されております。これがどのようなことを見込んであるのか。どのような内容のものか。

それから商業観光ゾーン、それらも見ております。その中で果たしてこの志津川の町並みがどういふふう形成されるんだろうと。そして、今までの浸水された町並みはどうなるんだろうと。震災記念公園、それから商業観光ゾーンとか、非常にイメージはいいんですけど

れども、この中身は果たして、絵に描いたモチにならないようにはやるんだらうけれども、  
どういうものかなど。まず、かさ上げがどうなのか全然触れていないんです。他の町ではかさ  
上げだなんて騒いでいるわけですけども、この南三陸町では伊里前の町並みをかさ上げ  
なども、道路のことは何度も皆さん質問しておりますけれども、このかさ上げの関係、それ  
から商工業のなりわいの場、それはどこに、どういうふうにやろうとしているのか。その辺  
をお伺いしたいと思います。

いろいろありますが、志津川病院の方、前者も質問しておりますけれども、27年にこれは完  
成をして、復興が完成するんだということなのか。その中で現時点で考えて計画しているこ  
とがあるとすれば、場所それから予算規模等、それはいかななものになっていくのか。それ  
らをお伺いしたいと思います。

それから、林業に関することですね。8ページにありますね。南三陸材の利用促進事業補助  
金、これなどはどんな形でどういうふうにやろうとしているのか。ただ漠然と補助しますと  
言っても内容はこれからの考えになるということなものか。それとも、そこにそれなりの裏  
づけがあって施政方針を定めているのか。その辺がどういうものだろうと思います。

それから、最後のことなんですけれども、震災減収対策債。これは非常に本町においては今  
後どんどん活用する必要があると思います。震災減収対策債。これらの返済金、これがど  
のような内容になっているのか。何せ本町は非常に厳しい財政内容になっている中で、お金  
がないわけですから、どのような返済処置がなされようとしているのか。それから、できれ  
ば想定される金額がわかるとすれば、それら3点か4点ぐらいご答弁をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、1点目でございますが、復興計画、志津川地区のご指摘をいただ  
きました。今皆さんにお示ししているゾーニングでございますが、いわゆる平地には住まな  
いということで高台移転というのが町としての、これは阿部委員篤とご承知だと思いますが、  
そういう方向で新しい町をつくっていきたい。平地のいわゆる浸水地域につきましては、かさ  
上げの分については後で担当課長から説明させていただきますが、浸水地域におきまして  
は商業ゾーンあるいは観光ゾーン、それから水産加工業という形の中の張りつけをしていき  
たいというふうに考えております。

それから、ご指摘の震災記念公園等につきましては、今後皆さん方のご意見をいただきなが  
ら進めていくということでございますので、多分これからいろいろな立場立場、あるいはい  
ろいろな会議の中で皆さん方からご意見をいただきながら進めてまいりたいというふう



えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、病院の関係でございますが、先ほど5番議員にもお話ししましたように、来年度につきましてはもう着手といたしますか、いわゆる計画をつくっていくと。それで平成25年から着工いたしまして、平成27年には病院として新たなスタートをします。そういう計画のもとで今後進めてまいりたいというふうに思っております。

場所につきましては、先ほどお話ししましたように、土地利用計画の中で大体この沼田かいわいということでお話をしておりますが、基本的にどこの、沼田のどの場所ということについては今後煮詰めていきたいというふうに考えてございます。

それから、病院の規模等につきましても、入院病床がどれぐらい必要なのか、そういうことも含めて、病院の関係の先生方含めていろいろこれから詰めていきたいというふうに考えてございます。

それから、先ほど減収対策債のお話でしたが、あれは病院の減収対策債でございます。2億5,000万円ということでご提案をさせていただきました。後ほど予算の方でご質疑をいただくということになりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、林業の南三陸材利用促進事業補助金、これは実は昨年の震災の前の議会でご承認をいただいた制度でございます。しかしながら、残念ながらこの大震災によりましてこの制度の補助金そのものが利活用できなかったということがございまして、また改めて新年度からこれを促進をしていきたいというふうに考えてございます。内容については担当の課長から答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 震災復興記念公園、この件につきまして町長が述べたとおりですが、具体はこれからということでございます。今、公園の国営化も含めて国土交通省と協議もしておりますが、さまざまな角度からご意見をいただきながら目に見える形で進めていければなというふうに考えております。

それと、かさ上げの関係につきましては先般の特別委員会でもご質問を受けてお答えしたかと思っておりますけれども、大体市街地周辺で約5メートルほどの盛り土を予定しております。周辺の八幡川あるいは新井田川、堤防の高さが8.7メートルということもございまして、その景観を配慮しながら一定の盛り土高さを設定を計画をしたところでございます。

あと、商業観光ゾーンという形の中身につきましては、商工関係者とも数回ほどお話し合いを持ってありますが、いずれ復興を果たすべく賑わいを取り戻す場所という位置づけの中で、

物産館、あるいは道の駅という表現が正しいかどうかわかりませんが、そういった集合的な商業施設をつくるべきであろうという意見が出されております。そういった中で、今後も事業化に向けた取り組みを推進していきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 南三陸材利用促進事業補助金についてご説明をさせていただきます。町長の先ほだのご説明にございましたとおり、制度的には平成22年度に確立したものでございまして、地元材を建築に活用した場合、住宅の新築に活用した場合の木材費用の一部として補助金を交付するものでございまして、50%以上の利用に対して7万円から20万円の区分に応じて交付するものでございます。詳しくはまた予算のところでご説明させていただきます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） その病院、来年から始まるということですがけれども、来年度のこの予算は、24年どうなっていますか。ああ、24年度はないのか。25年度より着手と。そして27年度には完成、病院を開くことができるんだというそういうような解釈でよろしいですか。27年度から沼田周辺ですね。今は恐らく漠然としたものなのかなというふうに思いますけれども、病院についてはそういうことで、それからこの商業観光ゾーン、記念公園、これも今の段階では全く色書いただけでないのかなと思って失望しているところです。ある程度内容が進んでいるのでなければ予算もとれないわけですがけれども、ちょっとその辺が残念に思うわけがあります。

それから、三陸材利用促進。これもやはり今回新たに考え出したのかなと思ったんですよ。この災害で地元材、活用しろ活用しろということを皆さん叫んでいますから。これらにも今までのような従来の制度ではなく新たにもう少し進んだやはり補助制度などを考える必要があるのではなかろうかと思えますけれども、その辺はいかがなものかですね。今の点、もう一回。震災関係だけでも、全然これからなんですか。記念公園。大した予算をとっている。これ全部一面にかさ上げするんですか。5メートル。どこをどう。全部かさ上げするの、5メートル。どこにどうかさ上げするの、5メートル。ただ漠然と5メートル。志津川のもとの市街地全部5メートル上げるんですか。記念公園もこれからだと。何を言っているんだか。それこそ絵に描いたモチだ。そういうことで、結構ですけどね。これぐらいのイメージ図をつくるのであれば、やはり仕事ですから、あなた方の。何やっているんだかと思うんですよ、一体、1年間。5メートル、どこをどう上げる。5メートル、志津川上げたら、そればかりで

も何千億だ。どこをどういうふうに上げて、どのような記念公園をつくるのか。イメージあるんでしょう。これイメージ図で、イメージがなければイメージ図つくれないんだと思いますが、もう一度答弁を願いたい。

それから、病院は4月に完成ということによろしいですか。それ、その件。（「平成27年」の声あり）27年。答弁。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、病院の関係でございますが、まず場所だけは早く決めていかなきゃならないというふうに思います。前にも行政報告でお話ししましたように、台湾赤十字さんから20億円という大変貴重なご寄附も賜っておりますので、とにかく早く病院問題については進めていかなければならないというふうに考えてございます。

なお、先ほどお話ししました南三陸材の利用の促進事業補助金、震災前に制度として立ち上げました。しかしながら、震災でその制度を活用できなかったわけでございます。果たしてそのままがいいのかという部分の今のご指摘ございました。多分もう状況が一変してしまったという環境でございますので、これはもう少し我々としてもその辺は詰めさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 震災復興記念公園の高さの関係ですが、先ほど5メートルほど盛り土、かさ上げをするという部分につきましては、八幡川と新井田川の間部分に計画をしております。震災復興記念公園につきましては、現在のところ1メートルほどの盛り土という中で、慰霊の碑であるとかモニュメント、そういった手を住民の方々が合わせられる、そういったイメージを持ちながら今後細部を詰めていきたいと思っております。

なお、震災復興記念公園にかかわります事業費につきましては、まだ当初予算では熟度が足りなく反映することができませんでした。24年度中に計画策定等の事業費を計上させていただきたいというふうに考えております。

それと、先ほどの答弁で漏れておりましたが、伊里前地区の市街地の部分ですが、先般も国道45号のあり方についてどうなっているんだというご質問がございましたが、その国道がどこをどういうふうに通って、高さがどの程度になるのかまだ明確になってございません。その高さとおわせて市街地をどういった形にするのかという計画は24年度早々にイメージ、あわせて計画をつくっていききたいなというふうに思います。

ただ、防潮堤、伊里前川の河川堤防、これらについても8.7の高さで整備ということになり

ますので、国道自体が8.7で一たん頻繁に起こり得る津波の高さを防御できるという形になった場合、余り道路そのものが、盛り土を当初予定していました15メートルとかそういった部分まで盛り土することはまずないのかなというふうに思っておりますが、国土交通省から情報収集しながらお示しをしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 病院の関係は答弁がありませんので、恐らく27年の開業と、できるんだということだろうと思います。

この商業観光ゾーンの説明も、この志津川ですね。記念公園がありましたから、それも私は伺いしているんですが、このピンクになっている場所ね、これ全部5メートル埋めるのかということです。どのような形につくるのか。記念公園、1メートル。こんなに必要なものかと思いますが、ただ漠然とこれ色っこ塗っているのかなとしか思いませんよ。熱意と真意を込めてやっていただきたいなと思います。

それから、やっぱり病院場所が大事ですので、早めに始まらないとまた時間が延びて建設時期がおくれるようになります。建設時期。この災害の何はすべての災害復旧工事、年度ありますね。何年間あるんですか。例えば病院でも結構ですが、何年間中に着手して、何年中に終了しなければならない。それはありますね。あらゆる災害復旧工事。10年ですか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ピンクの商業観光ゾーンでございますけれども、商工関係者と数回打ち合わせをして、具体につきましては、これから志津川地区でまちづくり協議会というものを立ち上げて、住民の意見も入れながらどういうゾーニングをしていくかという部分は細部は詰めさせていただきたいというふうに考えてございます。それによりましてこのピンクのゾーン、これだけの面積が必要なのかといったところもあわせて検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、新病院の建築の関係ですけれども、来年度、24年度から計画づくりに入ります。計画をつくらないとなかなか難しいので、24年度当初から計画づくりに入ることをごさいますして、計画を前にもお話ししましたけれども、計画策定、普通ですと1年から1年半ということにかかるんですけれども、今回災害ということで早急に建設しなければいけないということで、半年程度で計画づくりをしたい。半年後、計画をつくり終わったら早速設計に入りたい。設計も本当は1年以上かかる場所なんです

けれども、1年程度見込んでおります。設計が終わったら早速建設の方に入るということで、大体計画から3年程度で完成を目指したいということで今計画をしているところでございます。そうすると27年度できれば4月からオープンしたいと思っておりますけれども、ただ、その建設、これから計画をつくって設計とかやっていくものですから若干期間がずれる可能性はあるかと考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 3点ほど、この施政方針並びに予算概要、町長に大枠でお伺いをしてみたいと思います。

まず、復興元年と位置づけてこの震災復興計画に基づいたこの諸施策を具現化していくということですが、すべてが復興であります。生活の復興というものが、なかなか各町民の生活の復興というものが見えないようであります。この一点、大枠でお伺いしたい。

次に、同僚議員、前者もお伺いしておった病院でございます。あすあす竣工式を迎えるときとなりまして大変喜ばしいことであります。27年から本格的なスタートになるということの答えをいただきましたが、病院で震災前に透析患者の対応というのがございました。震災後は町から数時間を費やして通院をなさっていることを伺っておりますが、この透析患者に対しましての支援というものを伺いしたいと思っております。

次に、3点目ですが、安心して暮らし続けられるまちづくりの推進。2番目に、自然と共生するまちづくりの推進、なりわいと賑わいの再生という枠の中でこの復興元年と位置づけられた取り組みを語られました。さて、この復興元年と位置づけてこれから取り進められていくわけですが、この行政の機能としまして町長の腹づもり、過日も条例の改正、そしてまた特別委員会の中でいろいろと質問がございました機構改革、どのような体制を思いを込めて進められていくのか。

この3点をお伺いしたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目の生活復興ということにつきましては、やはりこれは第一義的には、早くお住まいになる場所をおつくりすると。いわゆる災害公営住宅を含め、あるいは高台移転を含めまして、そういったつの住みかを早く町としてつくっていくということが非常に重要だろうというふうに思います。

それから、もう1点、これ雇用の場所です。雇用の場所をどうつくっていくのかということが非常に我々としても頭悩ましいところですが、しかしながら、そういった生活再建という

のはやはりそういう毎月々のやっぱり収入があるということがやっぱりそこにつながっていくんだらうというふうに思います。そういった意味におきましては、今言いましたいろいろ住宅の問題、それから雇用の問題、これが生活の復興ということについての一番の根幹の部分になるのかなというような考えがございます。

それから、2点目の透析の問題は事務長から答弁させますので、よろしくをお願いします。

それから、3点目の行政機能の問題です。機構の問題ですが、議員もご承知のようにこの1月1日に、前の課、震災の復興課から機構改革をさせていただきまして、復興企画課とそれから復興推進課という形の中でいわゆる復興に向けての取り組みをしっかりとやっていくと、そういう意味での機構改革はやらせていただきましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、透析患者の関係についてお答えいたしたいと思えます。透析の方ですけれども、透析は以前は公立志津川病院で平成12度までやっています、一時期、前は山形大学から透析の先生がいらしてやってくれていたんですけれども、山形大学の方でドクターを派遣できないということで、どうしても透析の先生が確保できないということで一時期透析を病院の方でやめた。その後に、透析患者さんたちは病院の方から南方の宮崎先生、それから気仙沼病院とか紹介いたしまして、そちらの方で透析を受けていたのが平成の16年ころですかね。志津川クリニックさんが透析を始めるということで、それから透析の患者さんにつきましてはこちらの南三陸の方に戻ってきまして透析を受けている状況でございます。今回につきましては、透析患者、現在のところでは今、南方のやっぱりサンクリニックさんの方に行っている患者さん、それから志津川クリニックの高橋先生が塩釜の方で働いているので、そちらの方にも4人の患者さんが透析を受けているというふうに聞いております。気仙沼の方も気仙沼の市立病院で透析やっているんですけれども、実は泌尿器科の先生が急に亡くなりまして、今現在外科の先生で対応しているということで、そちらの方もなかなか外科の先生で苦慮している状況でございます。佐沼病院の方も、佐沼病院の透析もやめまして、佐沼病院もサンクリニックさんの方に大体、南方の方に行っているというような状況でございます、どうしても先生の確保ができないと透析もなかなか、透析をしていく最中にぐあいが悪くなったりすることもございますので、その辺が今後検討していかなきゃいけないのかなというふうに考えております。

現在のところではそういうふうに行っているところが少なく、今、南方それから米山の方

でもやっていますし、日赤の方でやっていると。近くではこれと気仙沼と4カ所でやっているというような状況で、そちらの方にある程度患者さんが自費で通院している状況でございます。将来的にその病院の中に透析をどうするかというのは今後計画の中で検討していかなければいけないんですけれども、一番はドクターの確保。ドクターが見つかるかどうかというのが問題だと思うんですけれども、その辺を見きわめながらやっぱり病院の内容、診療科を検討する必要があると思いますので、計画の中では透析の方も検討していきたいなというふうには考えております。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） いろいろお答えをいただきましたが、この人口の流出状況に伴いまして、戻りたいが戻れないという方が多いかと思えます。その点につきまして今町長がお答えいただきましたように、存分にこの計画を進めていただきたいと思います。

さて、2点目であります。この医療福祉体制の確保ということで今事務長からお答えをいただきました。自費で通院をなさっているということで、でき得るならば、医師の確保というのはいつも出る課題でございますが、もっともなる大変な課題でございます。この先々、地元のこの病院で十分対応でき得る計画を立てていただきたいと思います、このように思いました。

最後の3点目であります。機構改革ということで町長が答えられました。実はその再任用という、昨日そのようないろいろな質問もございましたが、再任用で、あとは派遣職員ですか、職員の体制を固めて進められていかれるであろうと、このように私も受けとめておりますが、総務課長、今再任用で務めておられますが、この総務課長等の空きをいかに埋めていかなければならないのかというのが南三陸町当局の機能のあり方ではないかと私は思っております。実は数週間前ですか、そこまではいきませんか、週刊誌等で佐藤徳憲課長がいろいろ取材を受けたその週刊誌を目を通しました。その際にも、再任用でまた務めなければならないというような胸の内を語られておったことは胸にとどめております。私が一番懸念するのは、大変な職員が亡くなったわけでありまして、その再任用によりまして務められて、これまで震災の後遺症といいますか、大変お疲れになっているところをこれから先、再任用等で務められていかれて果たして健康の面では本当に十分なものであるかと懸念されるところがございます。そういう点も含めてお伺いしたわけでありまして、この最後の3点目について、町長、お伺いしたいと思います。ほか2点は予算審議に入りましてるお伺いしてまいりたいと思いますので、この私の質問に答えていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先日もこの再任用の問題についてご質問ございまして答弁させていただいておりますが、ご案内のとおり、当町、大変職員の方々が犠牲あるいは行方不明ということでございます。特に管理職の方々が大変多かったわけでございます。そういった中で、その中で、これまで1年間復旧あるいは復興に向けて職員の皆さんがまさに不眠不休で頑張っ  
てまいりました。そういった中で、行政機能も、いわゆる県外のいろいろなさまざまな自治体からの職員の皆さんのご声援もご支援もございました。そういった中で、何とか行政機能の復活を遂げてきた。今度はこの1年、ピーク時には1日150人の職員の方々の応援がございました。しかしながら、今回の復興に当たって、基本的には前からお話ししていますように人数的に60人ぐらいの職員が応援もらわないとちょっとやれないという状況でございます。しかしながら、今回の長期派遣につきましては41名ということでございます。新規採用もござい  
ますが、再任用として5人と。トータルとして大体55人前後が今回新しい戦力という形の中でお手伝いをいただくということになります。それでもまだ十分というスタッフではござい  
ません。しかしながら、町民サービスの低下あるいは復興のスピードが遅くならないということについては、我々としても意を用いて今後復興に当たっていかなければならないというふうに思います。その中で、総務課長、これまで長い間町の財政を含めて中枢の課長としてご活躍をいただきました。その中で、もう一度お願いできないかということで私の方からお願いをさせていただきました。今回定年を迎える皆さん方に再任用に応募いただけないかということをお話をさせていただきましたが、やはりここで一線を去りたいという方もいらっしゃる。しかしながら、反面、私の力でよければまた私が頑張りたいという方々が5人でございます。そういった方々のお力をかりながらこの南三陸の復興に一生懸命に当たっていきたくと。まさしくチームワークが大事でございますので、そういった中で当たっていくことで我々としては町民の皆さんにサービスの低下を招かないような、そういう形の中で進んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

午後2時12分 休憩

---

午後2時30分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



4番議員が退席しております。

なお、ただいま総括質疑を行っておりますけれども、総括質疑が細部的になっておりますので、できれば町長に総括的質疑を行っていただきたいと思っております。

2番高橋兼次君。

- 2番（高橋兼次君） 2番です。ただいま24年度の莫大な予算の概要が説明あったわけですが、今回の大震災を振り返ってみますと、大変苦勞した、大変もどかしかったことが2点ほどあったわけがございます。それは何かと申しますと、道路の破壊です。これによって陸の孤島と言われた地域が何カ所かあったわけがございます。さらに通信手段、これが完全に遮断されたような形で、いろいろ従来から持ち合わせていた機器類、これが思うように任務を果たさなかったと申しますか、これによってかなり被災現場は困惑したわけがございます。

その中で一つ目の道路ですね。この道路、国道、県道、そして町道、あるいは農道、相当ふさがれまして、それでいろいろなところを皆歩きながら避難したと。そしてまた生活を取り戻そうといろいろな物資の供給等にも使われた道路と申しますか、山と申しますか、あるいはがけと申しますか、このけもの道みたいなこういうものの今後の考え方。道路のネットワークを考える中でこれはやはり整備しておく必要があるのかなと、そんなように考えているんですが、その辺の考え方はどうなのか。それ一点です。

それから、2点目に通信手段でございますが、いろいろなものが開発されまして、デジタル化、大変便利なものかなと思っていただければ、便利な陰にはやっぱり不便なところもあるんですね。被災前にも地震があって防災無線がトラブルったとかということもあったわけですが、そのときの理由が、情報がいっぱいになるとパニックになるとかというような説明だったんですね。ですから、やはり中には気仙沼で活躍したタクシーのアナログ無線ですか、こういうのが相当活躍した事例が載っておったんですが、こういうこともいろいろと多種多様に開発されているものをここ一番というときに十二分に活用されるような、そのような通信手段を講じていくべきであろうと、そう思っているわけですが、その辺どう考えているのか、1点。

それから、この防災機能の早期回復というふうなことでICT情報発信事業、どんな事業か私にはちょっとわかりませんが、気象庁が出しているというか、津波情報支援システム、たしかそういう名目だったと思うんですが、津波の情報を発信していると。沖合にそれを感知する何か機械類でもあるんですが、これを各自治体がほとんど使っていなかったと。データ

的には80何%各自治体ではこれを利用しなかったというようなことが報道にあったんですが、当町ではこれを利用したのか、しないのか。もしこれを、現場での情報を伝える機器であろうと思うので、これを利用していち早く情報をキャッチしていたならば避難の際に大分役に立ったのかなと、効果が上がったのではなかろうかなと、今振り返ってみるとそう考えるわけでございます。この辺あたりの今後の考え方。3点、お答え願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の大震災で私もよくお話をさせていただくのが、道路の途絶、いわゆる壊滅で孤立した部落ができた。それから、情報がいかないということによってそれぞれの避難所で混乱が起きたということが大変大きなこういった災害を受けた課題だったというふうにお話をさせていただいております。特に道路につきましては、45号線も398号線もそうですが、大変壊滅的な状況だったということで、今お話になりましたように農道あるいは林道というのが大変機能したということは、これは事実でございます。そういった中で、高橋議員もご承知のように、これから高台移転、防災集団移転事業等を含めてそういった新しい住宅地が建設をされます。そういった場所をどうネットワークを築いていくのかということが非常に重要だというふうに考えてございます。そういったこれから着々と進めていく防集の移転事業でございますが、その中でそういったお互いにちゃんと孤立しないで行き来できる道路の整備というのは大変重要だというふうに思います。それはしっかりと位置づけをしながら道路整備をやっていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の通信の関係でございますが、ご案内のとおり、通信、全くこれもだめでもございました。よく私もお話しするんですが、本当に一番大事なときに必要な携帯電話、だれでもが持っている携帯電話、これが通じなかったということで、これはいろいろな携帯電話をつくっている会社のお偉方の方々、随分この被災地においでをいただきまして、その際にずっとお話ししているのは、やはりそういった災害時に使える電話をどう構築するかということをお社を挙げて検討していただきたいとお話をさせていただいております。先日もNTTドコモさんがおいでになりまして、声を吹き込むということでそれをちゃんと保管をするというふうな新しいシステムを、徐々にであります。そうやって構築をしてきている状況でございます。ただ、基本的には電話でございませぬので、ある意味その辺も含めてちゃんと災害時にもしっかりと交信できるようなそういうシステム構築をお願いしたいというふうなお話はさせていただいております。

2点目につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、私の方から、通信関係のご質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

まず、情報の入手の関係でございますけれども、Jアラート、これは緊急時の全国瞬時警報システムというふうなことで、警報がダイレクトに当町の危機管理対策室の方に入ってきております。その警報等を受けた段階で、今回防災無線で放送を行ってございましたように避難命令、10メートルの情報等につきましてもこれを介してお伝え申し上げているというふうな状況でございます。

それから、あと、タクシー等のアナログの無線等が大分活躍されたというふうなことがございますけれども、うちの方ではそれを踏まえまして、衛星携帯というふうなことで今事業で盛り込んでおります。志津川地区2カ所、それからあと伊里前、それから戸倉というふうな形で衛星携帯を配備するというふうなことで考えておりますけれども、これは使用面におきまして、使っても使わなくても契約すればもう月額使用料かかってしまうというふうなことでございますので、その辺を加味しながら必要な台数というふうなことで整備を行ってきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） とにかくこの道路は確実に国道なり県道なりに直接結ぶような、どこをどう回ってもすぐ逃れるような、そのような仕組みにしておく必要があるかと思えます。

それから、通信におきましても、衛星電話というと大変優秀なものかなと思っていたらば、いざ本部とそれから現地とつないだ状況を見ますと何か余りにも便利なものでないなど。もっとてきぱきと交信ができるようなそのような内容のものをやはり設備する必要があるかと思えます。この2点は、今にも災害は起きる可能性は十分あるわけですので、即対応しておかなければならないものだと思います。この震災の教訓を200%生かした中での取り組み方をお願いしたいと思えます。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 1番です。町長の先ほどの施政方針を聞きました。その中に、安心して暮らせる、暮らし続けられるまちづくりの推進ですか。あと第3番目に、なりわいと賑わいの再生ということです。この件に関しては、やっぱり町民の人たちが生き生きといられる環境と、あとやっぱり社会経済、南三陸町における社会経済がなって初めてこれがなされると思えます。そういった中で、今町民が一番心配していることに関して町長にお聞きしたいと

思います。復興事業推進課長の方からは土地のあり方についていろいろ聞いています。制限区域の商業用地、土地に関しては商工ゾーンの中に移転してもらおうと、そういった方向の中で考えられると課長の方から聞きました。町長としてはその制限区域での土地のあり方についてどういった考えを持っているのか。その辺お聞きしたいと思います。

あと、その制限区域、あとそれ以外の被災の土地はどういった土地の扱いに今後なっていくのか。その辺お聞かせください。

あと、税収に関しても、4分の1、5分の1とどんどん税収が減っていますが、今後もなかなか免税とか減税、それを国からの補てんでもって町財政の中で組み入れられていくような話ですが、この町民の税収の復活、今の時点から増になるのは大体何年後ぐらいを町長として考えていますか。この2点、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目の商業ゾーンのいわゆる制限区域の関係でございますが、町として、基本的にはそういった低地には住まないということで、商業、観光それから水産加工という形の中でゾーニングをさせていただいております。ただ、そこに実際に出店をするのは経営者の方々でございます。そういった方々のご意向というのは大変重要視しなければいけないと思います。ただ反面、反面ですが、これから高台移転やってまいります。そういった場所に全く商店がないというのは市街地として果たしてどうなんだろうという認識もございます。ですから、その辺のバランスも含めていろいろこれから商店経営者の方々と話し合いを何回もしながら詰めていかなければいけない。そうでないとなかなかその辺難しいだろうというふうに認識をいたしております。

それから、2点目の土地利用の問題でございますが、基本的にはそれぞれ防集で20カ所前後でございます。そういった中で、それぞれの地域の方々がその場所のこれからの土地利用をどうお考えになっているのかということについては、それぞれの地域に担当が外向いていっていろいろお話をしながら、その辺の今後の跡地利用といいますか、それを計画、あるいは考えていかなければいけないというふうに考えてございます。

それから、最後の歳入の問題でございますが、これはちょっと現時点として私として残念ながらいつからということにはなかなか判断今難しいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 税収のことについての判断は難しいと言っていますが、やっぱり復興に向けていっている中である程度の町長の中の考えがあつてしかりだと私は思います。何でか

というと、復興に向けて町民の人たちにもとの生活に近づけるようにスピード感を持っていくという方向でやっている中で、ある程度減に向かってそれが増に向かう。その辺のある程度の町長の考えというか、できれば5年後ぐらいには何とか大変厳しい中からはい上られるような、そういった可能性の光みみたいな形で、ぜひ町長には、これぐらい何とかやるんだと、頑張るんだと、そういった方向性を聞きたいと思います。もう一回これに関してはお聞かせください。

あと、今、商工ゾーンの件に話していましたが、ある方が言っていたんですけれども、結局南三陸地区の制限区域でもって町長が話されたように、その場所で果たして同じような商売が成り立つかということがやっぱり一番で、その方の話では成り立たないと。今の現状の中では同じ商売がこの中で成り立つかというとならないと。だから、そういった厳しい状況が制限区域の中でやっぱりあると思います。そういう人たちはどんなふう考えているかということ、その土地を担保にして資金を借りて何か別なことをやりたいと。だから、その土地がどういう形のあり方で、担保設定としてもそれが可能なのか。その辺が町でどういう方向に国とか県とかにそれを訴えていくのか。その辺の考えをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろな意見あると思います。私も商店経営者の方々といろいろな懇談会やったりしていますので、この場所でやれるか、あるいはやれないか、それぞれの経営者の皆様のご判断はそれぞれ分かれております。ただ、そこの中で、やっぱりこれだけ被災を受けてしまいましたので、自分たちもいろいろな被災を受けているわけでございますので、購買力が減退しているというところで、果たしてこれまでの商売そのまま継続していいのかということについても大変切実なお話を私もいただいております。ただ、そこの中で、最終的にやっぱり制度等を活用して復活する人、あるいは残念ながらあきらめる方もいらっしゃいます。そこはあとは最終的には経営者の皆様のご判断がどう傾くかということもございまして。ただ、少なくとも我々としては、そういう商店、企業、再生をするということは、町にとって大きな存在でございますので、そこは我々としてもしっかりと後押しをするということについては我々もしっかり取り組まなければいけない大変大きな問題だというふうに思っております。

それから、歳入の関係でございますが、基本的に私は雇用がどれだけ回復するかというのが一番問題だと思います。そこで所得税の問題、あるいは町の大きな税金は所得税と固定資産税でございますので、その辺の雇用関係がどう改善していくか、それがどの辺で見込めるか

ということが非常にこれからの町の財政に大きな影響力を与えていると、そういうふうな認識を持ってございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） やっぱり施政方針、町長の考え方、方向性として求められるのはやっぱり企業誘致。これが一番だと思います。これを何とかすることが、人が戻ってきたり、生活が上がったり、税収がプラスになったりするという方向にあります。そのためにも土地を今後どうするか早くスピード感を持ってやるということが私は必要だと思います。

あと、土地の件に関してはいろいろな情報が錯綜しています。被災直後は8割で被災地の制限区域は買い上げられると。そういった感じから、今現在は6割か7割は買い上げられると。そしてお昼の休憩時にたまたまラジオを聞いていたら、石巻市では8割で土地を買い上げると。そういった方向がラジオで出るということは、行政の中でもしかするとそれが発信してメディアでもって放送されたという現実があります。そういった感じの中で、南三陸町行政ではそういった土地の買い上げの方向性が見えない。そして、先ほど町長に聞いたのは、その土地、その土地でもって担保ができるかというのは、そういったのは町の中である程度把握されているんじゃないかなと。その価値について。何とか町民が今後の生活再生の光としてはそういった資金源とか、何とかそれをつくるため、土地を買うこともそうなんですけれども、そういったためにそういった情報が欲しいというのが町民の方々の気持ちです。それがさっぱり示されない今の行政の発信力。この辺というのは、やっぱり町民の南三陸町で暮らすという意欲、それをやっぱり損ねている分だと思います。そういった面からもこの施政方針にはないんですが、町長の考え方として、その土地をどうするか。その辺本当に必要で、できれば早めに提示していただきたいと思います。

あと、今制限区域だけの話をしていますが、南三陸町は制限区域の部分だけではありません。全町に多くの方の被災された土地があります。その被災された土地もどうするかという話もなかなかその辺も議論になってなくて、高台移転したならば集団高台移転の方の資金として土地は準備されると。固定資産税分でもって借りられる。何かそういった情報ばかりで、その人たちの土地に関しては何の価値もないのかというような考えが今住民の方が持っていて、これがやっぱり人口流出にもつながっていると思います。そういった被災地の土地の考え方、町長の考え方をお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今定例会におきましても何度となるいろいろな議員さんからご質問あつ

てお答えをさせていただいておりますが、いわゆる今土地の鑑定をやってございます。今月末までにまとまるということになっておりますので、それは何回もこれまでもお話ししておりますが、その鑑定の結果が出て、その時点で初めてその浸水域をどれぐらいで買い上げずるかということも出てきますので、そこまではちょっとお待ちいただかないと、今調査中でございますので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 14ページにわたりましての施政方針ということで、大変膨大といえますか、事業でありますし、また予算額も大変な額になっております。ただ、この内容を見まして感じたことは、我が町ならではの施政方針というものがちょっと見えないのかなと。ならではのですね、町としての。南三陸町ならではの施政方針だというのがちょっと薄いのかなという感じがいたしました。気仙沼市の施政方針、女川町の施政方針とどこが違うのかなという、数字とか地名とかでは変わっているんですけども相対的にどのように違いがあるのかなという感じがいたしました。震災前であれば長年同じ科目、同じ項目でもって予算をそこに張りつけて、それをレールを引かれたところをずっと長く歩んできたわけですが、このような大震災ということになりますと経験のないことをことしからやらなくてはならないと。今年度からですね。でありますから、担当職員の方々も大変でしょうし、また住民の方々も大変なこれから生活をしていかなければならないということにもなるわけであります。

で、もろもろ前者の皆さん質疑したわけではありますが、この大変立派な計画を、これをつぱり遂行していく、執行していくということになりますと、国の制度のもとに何せ決まり、法令いろいろありますから、その中で進んでいくということになりますとやはりいろいろな弊害とか障害にぶつかるかと思えます。先ほどどなたでしたか、355億の予算を執行するに当たって果たして業者さんが足りなくなるんじゃないかというようなお話がございました。まさしくそのようになるでしょう。でありますから、町長、この国の制度なんですけど、例えば土木関係の仕事の例を例えますと、例えば現場に一人、責任というか監督が一人張りつかないんじゃないと。あれ何と言うんですか。一級土木士と言うんですか。工事責任者と言うんですか。3カ所やると3人の責任者がいなくちゃならないと。そうしますと、おのずと会社がそういう方々がないものですから、労力的には5カ所やれるんだけど3人しかいないから3カ所しかできないと、だからあとの2カ所はできないんだということになってくるんですよね。町長、課長に質問しませんから心配しないでください。そういった何か制度があるもので、法律ですよ。こういう非常時の時期ですから、国の方でも、時限立法という

言葉は当てはまりませんが、そういった制度をある期間、3年なら3年、復興するまでの5年というものをやっぱり緩和をしていただくと。緩和。今まではそういった制度が出るまでは1人2カ所とか1人3カ所まで認めてもらっていたわけ。だから多くの工事ができたわけ。しかし、今、先ほど申し上げましたように1現場1人という制度になってしまったものだからますます事業が進まないという。ですから、一つこの辺が、今一つの例を挙げているんですけれども、すべての面でその制度というものが弊害になります。この復興に向けての事業を進める上では。ですから、そういった制度の改正とは言わなくても、ある程度の3年あるいは5年を区切って復興なるまでには制度の緩和というものを強く国の方に望んで、それを実行していただきたい。私は、そうじゃないとこれはなかなか難しい問題が出てくると思います。弊害になります。もう目に見えていますから。その辺の町長としての考え方、どのようにお持ちですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 我々も今までいろいろな復興の事業に当たってまいりまして、今と同じような考えを持ってやってまいりました。いわゆる平時と同じような、非常時でも同じような状況の中での制度運営ということについて、これは本当に我々としても、このままでは今お話になったようにこれは復興事業が進まないという思いがございます。今たまたま例としてお出しになりました主任技術者の問題ですが、これもこれではほかの現場が一つ一つに1人ではほかの現場持てないと。そうしますと、うちの町で発注してもなかなかそれも受注できる機会というのは非常に限られてくる。そういうことの壁もありました。これは一つの例なんです、これは国の方にお話をさせていただきまして、主任技術者、二つの現場まで持てるということになりました。ただし5キロ以内と、現場が。そういうことの緩和も若干なりとはやってきていただいております。ただ、少なくともそれがただ一つでございまして、ほかにもいろいろな制度の問題等がございますので、そこは復興するためにやっぱりそういう制度をいわゆる非常時という形の中でとらえながら、我々としてもいろいろと訴えていかないとなかなかこれ解決しないと思います。ですから、我々としても今後もそういった復興工事、復興事業を進めていくに当たってさまざま障害が出てきた場合には国の方に率直にもうお話をしていく、そういう姿勢でいきたいというふうに思っています。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ぜひその現場の現状といたしますか、声、生の声というものを直接やはり国の方に声を発しないと国が動かない。以前もちょっと申し上げましたけれども、生の声を



直接言わないと永田町とこの霞が関はなかなか動かないです。ぜひこの1年間は、町長、なんだったらば東京にアパートを借りて、いやいや毎日霞が関あるいは永田町に行ってもらってもいいですよ。立派なマンションでも何でもいいから。私たちはそれにちょっと惜しまなくていいと思うんですよ。行ったり来たりする時間があったらあっちにいてどンドン、ならば東京南三陸事務所をつかって、やっぱりそれぐらいやらないと復興は進みません。ひとつことしいっぱい頑張ってください。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって総括的質疑を終わります。

お諮りいたします。

本11案については、議長を除く全員で構成する平成24年度当初予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本11案については、議長を除く全員で構成する平成24年度当初予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

暫時休憩をいたします。

午後2時58分 休憩

---

午後3時19分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再開いたします。

ここでご報告を申し上げます。

ただいま開催されました平成24年度当初予算審査特別委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果について議長へ報告がありました。委員長に鈴木春光君、副委員長に千葉伸孝君が選任されましたので報告いたします。よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、平成24年度当初予算審査特別委員会終了後本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、平成24年度当初予算審査特別委員会終了後本会議を開き、本日は議事を継続することにいたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時20分 延会